

にぎわいづくり認定事業 Q&A

Q 1) 今回事業を主催する北九州市にぎわいづくり懇話会とはどんな団体ですか？

A 1) 北九州市への来訪者を増やし、にぎわいを創出することを目的に、市民主導で推進するための民間のリーダー組織として、平成 18 年 11 月に「にぎわいづくり懇話会」を設立しました。メンバーは、市内各企業や市民団体の代表者で構成されており、座長は、株式会社安川電機の利島康司 特別顧問です。

Q 2) 認定のメリットは、何ですか？

A 2) 認定を受けることのメリットは、大きく分けて、以下の 2 つです。

- (1) 懇話会を構成しているメンバーや行政関係機関と連携した事業推進
 - ・広報、PR の手段が広がる
 - ・ネットワークが広がる
 - ・許可申請等の手続きの支援

- (2) 助成金の交付

特に、(1) につきましては、他の助成事業にはない本事業最大のメリットです。

詳しくは、事務局にお問い合わせ下さい。

Q 3) 広報 PR の具体的な手段は、何ですか？

A 3) 具体的には、以下の広報 PR をお手伝いします。

- ・HP 「レッツシティ北九州」（北九州市にぎわいづくり懇話会）へ事業内容を掲載
- ・FMK I T A Q 「ディスカバーK I T A Q」（北九州市にぎわいづくり懇話会）の活用
- ・各報道機関への情報提供

Q 4) 助成金の支援対象は、どういった内容ですか？

A 4) 新規性や独自性を用いて、まちのにぎわいを創出し、あわせて来訪者の消費活動を活性化させるもの、また、雇用創出機会の増大を図る事業に必要な項目を、幅広く助成します。

【助成の対象】

事業を実施するために必要な下記の経費

- ・雇用したアルバイト等の賃金（団体の構成員以外）
- ・講師など外部の専門家に対する謝礼
- ・出張旅費や交通費（団体の構成員以外）
- ・広告、プロモーション等に要する経費
- ・ホームページの作成や会場設営など、事業の一部を他に委託する経費

- ・調査、分析等に関する費用
- ・事務消耗品、材料等の購入費用
- ・会場借上料、車両・機器等の賃借
- ・郵便料、保険料など
- ・その他、同助成を実施する北九州市にぎわいづくり懇話会企画調整委員会が必要と認める経費

【助成の対象外】

- ・団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- ・事務室の賃借料や事務機器リース料、通信費、光熱水費など団体の経常的な活動に係る経費
- ・飲食費（会議時の茶代、イベント等のスタッフの弁当代を含む）
- ・机、椅子、事務機器等、事務所備品的な物品の購入経費
- ・領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ・その他懇話会が適当でないと認める経費

Q 5) 助成金は不要だけど、認定のメリットは受けたい。そういう場合も申請できますか？

A 5) 申請可能です。申請時に、その旨を記載して、提出してください。
審査会で認定を受けることができたら、認定のメリットを受けることができます。

Q 6) 既に他の補助を受けている事業についても、応募してよろしいですか？

A 6) 他の行政機関等から補助を受けている事業についてのご応募はできません。
ご遠慮下さい。

Q 7) 過去認定された事業でも、再度申請をすることは可能ですか？

A 7) 可能です。過去の認定事業でも経済効果が非常に期待され、継続的に支援すれば実現可能性が望まれる事業であれば、引き続き広報PR等の支援をする可能性があります。ただし、原則、新たに立ち上げる事業を優先的に支援します。

Q 8) 認定後、事業主体を他人に譲ることはできますか？

A 8) 事業主体を他人に譲ることはできません。

理由は認定事業要綱第5条1項及び2項に掲げるとおりです。なお事業主体を他人に譲った場合は、下記の要綱第13条に掲げるとおり、交付決定の全部又は一部を取り消すことになります。

【にぎわいづくり認定事業要綱（一部抜粋）】

（対象団体）

第5条 事業は、次の各号のいずれにも該当する個人及び団体に限り申請できるものとする。

（1）自らが事業主体となること。

（2）市内外を問わず、企画した事業全体を完了まで責任を持って遂行できること。

（助成金の取り消し等）

第13条 認定事業審査会は事業の交付決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに

該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）対象団体に掲げる団体に該当しなくなったとき
- （2）事業の全部又は一部遂行ができなくなったとき
- （3）活動が、事業の規定に沿わなくなったとき
- （4）助成金を他の用途に使用したとき
- （5）その他認定事業審査会が適当でないと認めるとき

認定事業審査会は助成金の決定又は一部を取り消した場合は、当該取り消しに係る部分に関して、すでに助成金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命じなければなりません。また交付団体は助成金の返還を命じられたときは、速やかに返還しなければなりません。

Q 9) 平成29年度の募集期間や対象期間は？

A 9) 平成29年度の募集期間等は以下のようになります。

【平成29年度実施スケジュール】

第1期

事 業 募 集：平成29年5月15日（月）～6月15日（木）

審 査 会：6月下旬

対 象 期 間：平成29年7月1日（土）～10月31日（火）

助 成 金：対象経費の3分の2以内、50万円を上限とする。

第2期

事 業 募 集：平成29年9月1日（金）～9月29日（金）

審 査 会：10月中旬

対 象 期 間：平成29年11月1日（水）～平成30年3月15日（木）

助 成 金：対象経費の3分の2以内、50万円を上限とする。

Q 10) 第1期と第2期で同じ事業を申請することはできますか？

A 10) 平成29年度の場合、第1期の申請対象は、平成29年7月1日（土）～10月31日（火）の間に実施（イベント実施やパンフレット制作等）する事業に限ります。

平成29年11月1日（水）～平成30年3月15日（木）の間に事業実施予定の方は、第2期（募集期間：9月1日（金）～9月29日（金））に申請ください。

ただし、第1期に申請した事業を第2期の対象期間に再度実施する場合は、第2期に再び申請することができますが、原則、新しい事業を優先的に支援します。